

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号		14	担当課	建築住宅課
法令名	建築基準法	根拠条項	77の35の7	許認可等の内容	指定構造計算適合性判定機関の指定の更新	
<p>(指定の更新)</p> <p>第七十七条の三十五の七 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>2 第七十七条の三十五の二から第七十七条の三十五の四までの規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。</p>						